

下水道使用料の減免

市では障害者世帯の下水道使用料の基本料金相当額を減免します。

【内容】一世帯当たり月336円を減免します。

【対象】住民税（市民税・都民税）が非課税の世帯で、次の要件に該当する方を構成員とする世帯

①身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方

②愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方

【必要書類等】①印鑑

②障害者手帳

③直近の水道・下水道料金の領収書、または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」

◆すでに減免を受けている方へ（お問い合わせ）

住所や世帯の構成が変わった場合、減免が新しい住所へ移行されない場合がありますので、必ず施設課へご連絡ください。

【問合せ】施設課下水道グループ ☎ 551・1968

雨水貯留槽設置助成
雨水貯留槽は、雨樋からの雨水を貯留することで、庭の草木への水やりのための水道代の節約や、防火用水の備蓄、災害時のトイレの水の確保等になります。

一部を助成します。

【対象】市内に戸建て住宅もしくは集合住宅を所有または使用する個人で、次の要件に該当しない場合

①設置する住宅が不動産業者、建売業者等により売買を目的として所有または使用されている

②敷地の使用者が雨水貯留槽の設置について敷地所有者の承諾を得られない

③市税を完納していない

【助成内容】本体購入価格の3分の2以内の額で5万円を限度として助成

【申込み】助成金交付申請後に必要書類とともに領収書（購入店名、購入年月日及び購入金額が記載のもの）を市役所第一棟3階施設課下水道グループ ☎ 551・1968へご持参ください。

福生萌芽会メンバー大募集
福生萌芽会では、毎月第二日曜日の午前中（雨天中止）に文化の森（中央図書館裏の雑木林）で萌芽更新を行っています。

萌芽更新とは、何年も放置され大きくなり過ぎてしまった樹木を伐採し、そこから新しい芽を吹かせ雑木林を生き返らせることです。

萌芽更新によって、林に光が入り、野草の群落や昆虫などが見られるようになります。自然豊かな林に生まれ変わりました。

現在は、下草刈りや伐採木による椎茸の栽培を中心に行っており、年末には芋煮会等、会員同士の交流を楽しんで行っています。

未経験の方でも、楽しく活動することができます。

【問合せ】施設課公園グループ ☎ 551・1985

電線共同溝設置工事（無電柱化事業）のお知らせ
東京都建設局では、良好な都市空間の創出、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化のため、地上に設置している電線類（電柱を含む）を道路の地下に収容する事業（電線共同溝工事）を進めています。

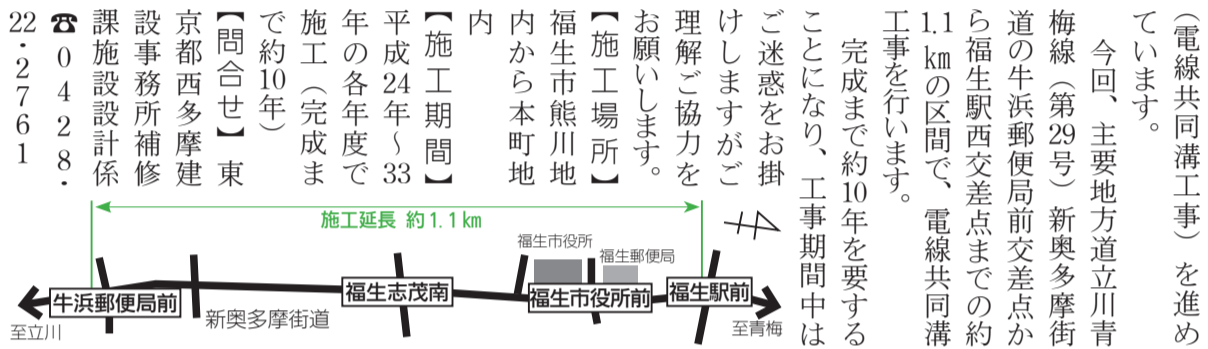
今回、主要地方道立川青梅線（第29号）新奥多摩街道の牛浜郵便局前交差点から福生駅西交差点までの約1.1kmの区間で、電線共同溝工事を行います。

完成まで約10年を要することになり、工事期間中はご迷惑をお掛けしますがご理解ご協力をお願いします。

【施工場所】福生市熊川地内から本町地内

【施工期間】平成24年～33年の各年度で施工（完成まで約10年）

【問合せ】東京都西多摩建設事務所補修課施設設計係 ☎ 0428・22・2761



※電線類地中化の詳細については、東京都建設局のホームページをご覧ください。

介護保険料の特別徴収開始のお知らせ
65歳以上の方の介護保険料は、原則として特別徴収（年金天引きによる支払方法）によりお支払いいただきます。

現在、普通徴収（納付書や口座引落としによる支払方法）の方のなかで、平成25年度より特別徴収が新規開始となる方には「介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書」を次のとおりお送りします。

①4月開始の方：4月上旬に通知

②6月開始の方：6月上旬に通知

③8月または10月開始の方：7月上旬に「納入通知書」により通知

平成25年度から特別徴収が新規開始となる方の多くは、平成24年中に65歳になられた方や転入された方などです。

また特別徴収開始に際しての手続き等は不要です。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

高齢者居住支援特別給付金振込みのお知らせ
高齢者居住支援特別給付金（12ヶ月分）を、4月10日ごろに振り込みます。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

障害者総合支援法が施行されました
さまざまな障害福祉サービスを提供する「障害者自立支援法」が、平成25年4月1日から「障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に生まれ変わりました。

さらなる障害福祉サービスの充実などにより、日常生活・社会生活の支援を総合的に進めます。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の定義の範囲が見直され、難病を有する方（難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの方が対象となります。）が新たに加わります。

対象となる方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害程度区分の認定などの手続きを経たうえで、必要と認められた障害福祉サービス等を利用できるようになります。

詳しい内容等については市役所1階10-1番障害福祉課にお問い合わせください。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

各種手当振込みのお知らせ
特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を4月15日ごろに振り込みます。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

都営交通無料乗車券の更新について
都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）の平成25年4月30日までの無料乗車券をお持ちの方で、引き続き利用される方は、有効期限の月の初日から更新手続きができます。
新規に申請される方は、随時手続きできます。
【対象】身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被救護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方またはその配偶者
【持ち物】対象者であることが証明できるもの（手帳・証明書・通知書等）、現在お持ちの無料乗車券
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

心身障害者タクシー券・ガソリン券の給付について
～平成25年度分の給付を開始します～
【対象】◇身体障害者手帳1級・2級及び3級（下肢機能・体幹機能・内部障害）の方◇愛の手帳1度・2度の方◇脳性麻痺の方◇進行性筋萎縮症の方
※施設に入所している方は対象外です。
※支給限度内で併給もできます（ただし、給付後の変更はできません）。
【持ち物】身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑。なおガソリン券を新規申請する方は自動車の車検証も持参してください。
※平成24年度に給付したタクシー券・ガソリン券は、平成25年4月1日以降使用できません。余った券は返却してください。
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

高次脳機能障害の相談窓口をご利用ください
交通事故や脳卒中の後遺症により、身体にマヒが残ったり、言葉が出にくくなる場合があることは良く知られています。実は、それ以外にも記憶等の認知機能や感情のコントロールに障害が生じる場合があります。
高次脳機能障害は、病気やけがなどで脳に損傷を受けたために、的確な表現や記憶がうまくできなかつたり、注意力や集中力が低下したり、感情や行動の抑制がきかないなどの症状が現れたりします。
また、本人がこの障害があることを自覚しづらく、はた目にも障害があるかどうか分かりづらいので、周囲の人にも高次脳機能障害があることに気付きにくいという特徴があります。
気になる症状がありましたら、専門の相談員が対応しますので、どうぞお気軽にご相談ください。
＜高次脳機能障害相談窓口＞【受付時間】月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（祝・祭日、年末年始は除く）
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742